日調連発第２８９号
令和７年１２月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和７年(2025 年)青森県東方沖の地震に伴う地図証明書への付記について（お知らせ）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、この旨お知らせするとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

令和７年１２月２４日
法 務 省 民 事 局

令和７年(2025 年)青森県東方沖の地震に伴う地図証明書への付記について

国土地理院において、令和７年（2025 年）青森県東方沖の地震により地殻変動が観測されたため、地震発生地域及びその周辺に位置する基準点成果の公表が停止されています。

そのため、上記の地殻変動により、本地震の発生前に作成された登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（公共座標値が記録されているものに限る。以下、地図と併せて「登記所備付地図等」という。）の図郭等の座標値が、現在の座標値と異なる可能性があります。

このような状況を踏まえ、令和７年１２月２６日から、本地震により基準点成果の公表が停止されている市町村（下記リンク「令和７年（2025 年）青森県東方沖の地震に伴う基準点成果の公表停止について」参照）を管轄する登記所に備え付けられている登記所備付地図等に係る地図証明書（電子化された登記所備付地図等の内容を証明した書面）について、その内容が本地震の発生前の内容であることを付記する運用を実施しますので、お知らせします。

なお、地積測量図については、このような付記がされませんので、作成年月日を確認の上、その取扱いに御留意いただくようお願いします。

参考　国土地理院ホームページ
令和７年（2025 年）青森県東方沖の地震に伴う基準点成果の公表停止について
https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/R7-aomoritohooki-earthquake-seika.html
令和７年（2025 年）青森県東方沖の地震に関する情報
https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/20251209_aomorikentohouoki_earthquake_00001.html